

木もれびの森 ルールブック

「木もれびの森」は昭和48年に近郊緑地特別保全地区の指定を受け、都市緑地法に基づいて保全されています。

また、「木もれびの森」は、土地所有者の皆さんの御協力によって残されてきた森であり、現在も個人所有の土地が多数存在しています。近くには住宅もあります。緑地の保全活動や清掃活動に取り組んでくださる方、散策をする方なども大勢いらっしゃいます。

「木もれびの森」に関わる皆さんで、保全と活用に関する「森のルール」を守り、自然と触れ合い、自然を育みながら、市民共有のみどりの財産として、この森を次の世代へと引き継いでいきましょう。



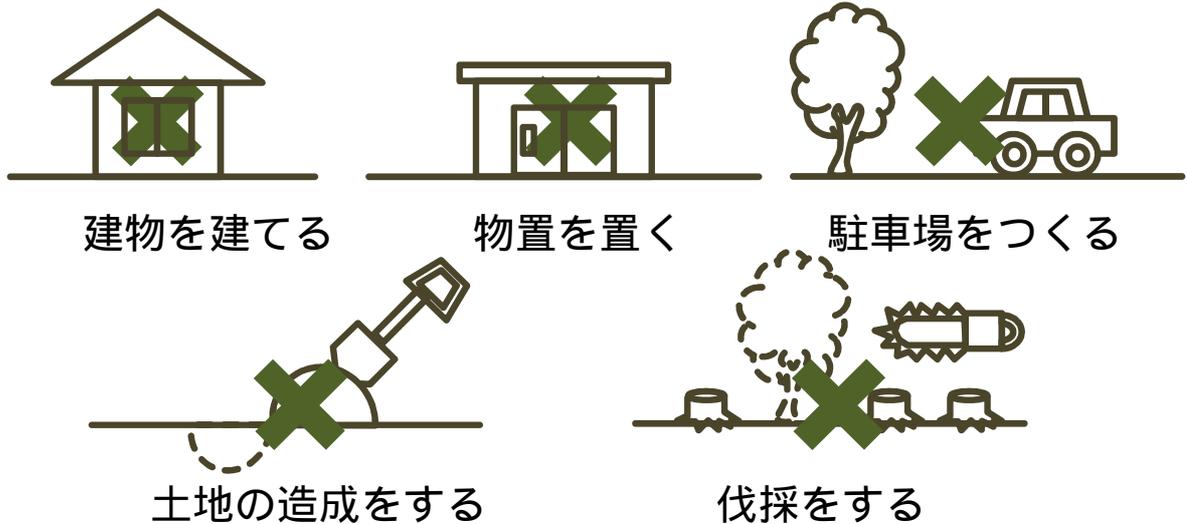
はじめに

法律で定められたルール

特別緑地保全地区内では、以下の行為は市の許可がないと行うことができません。原則として「不許可」となりますので、御注意ください。

(都市緑地法第14条 特別緑地保全地区における行為の制限から抜粋)

- ・ 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- ・ 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉋物の掘採その他の土地の形質の変更
- ・ 木竹の伐採
- ・ 水面の埋立て又は干拓
- ・ そのほか当該緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令に定めるもの



なお、通常の維持管理行為（下刈り、除伐等）には適用しません。

また、違反した場合、原状回復命令が出されることがあり、罰則規定もありますので、御不明な点は、水みどり環境課（電話：042-769-8242）まで事前に御相談をお願いします。

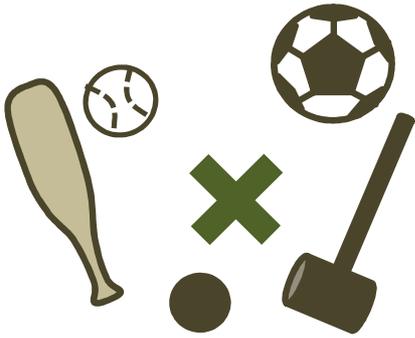
通常の維持管理行為：下刈りや除伐等、森の維持管理上必要な行為のこと。

活用編

緑地内で御遠慮いただきたい行為

緑地として保全し、広く市民の皆様へ安全・安心に自然に親しんでいただくために、緑地内での次の行為は御遠慮くださるよう、お願いいたします。

道具を使用してスポーツをする

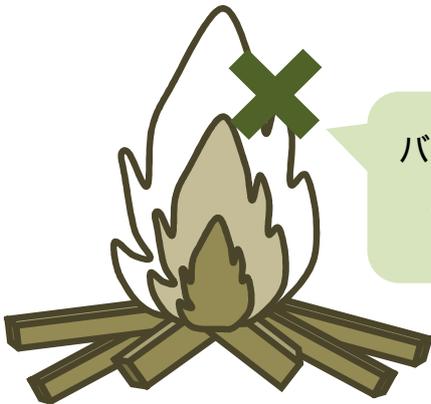


大きな音を出す



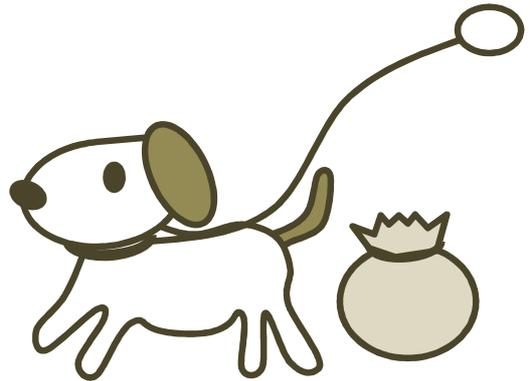
大音量を流してダンスの練習をするなど

火気を使用する

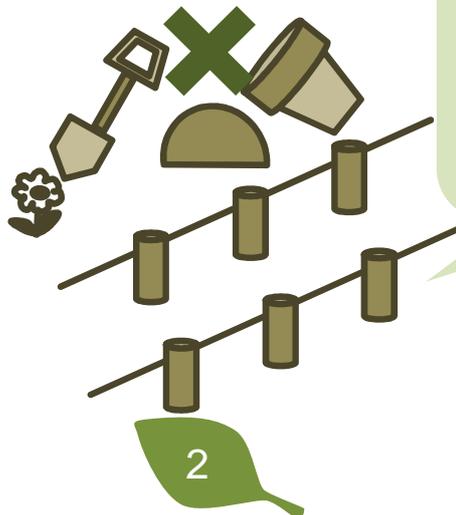


バーベキュー
キャンプ
花火など

犬のリードを離す 犬の糞を放置する



個人の庭のように利用する



森の動植物を持ち帰らないでください。
外来種や園芸種を森の中に植えないでください。
植木鉢の土を捨てない

活用編

「面的利用区域」に関するルール

「木もれびの森」には、次の4ヶ所の「面的利用区域」があります。利用にあたっては、他の方の迷惑にならないよう御注意ください。



相模原中央緑地



慰霊塔

相模原中央緑地を利用する場合には、水みどり環境課へ「都市公園使用許可」の申請が必要です。

(例) 団体の行事、ボーイスカウト活動、自然観察オリエンテーリング



西大沼2丁目子ども森林公園



若松憩いの場

「線的使用区域」に関するルール

「木もれびの森」では、緑地を保全し、無秩序に侵入することを防ぐため、距離、幅ともに裸地化が進んだ踏み分け道を「散策路」として整備し、「線的使用区域」としてしています。森の中では、「散策路」を通行しましょう。

ただし、自転車で通行する際は、他の方の迷惑にならないよう、くれぐれも御注意ください。

活用編

安全・安心な森づくりのためのルール

「木もれびの森」で事件・事故に巻き込まれた、不審者や不審火を目撃した等の情報は、速やかに水みどり環境課に御連絡ください。緊急を要する場合は、迷わず警察や消防に通報してください。

倒木・害虫等の危険がある

交通量が多くて危険なところがある

住宅に接近している樹木がある

街路灯に木の葉が掛かり暗くなっている

大量の不法投棄物がある

水みどり環境課（電話：042-769-8242）に御連絡ください。

緑地の私的利用への対応方法について

私的な利用（駐車場や花壇等）を改善し、緑地として回復し、保全を進めます。

利用されている土地は、民有地？市有地？

民有地

市有地

利用者と土地所有者の間で、利用に関する取り決め等はある？

ある

ない

市が利用者と土地所有者に対し、緑地保全について丁寧に御説明した上で、私的利用の解消に御協力を仰ぎます。

市が利用者に対し、緑地保全について丁寧に御説明した上で、私的利用の解消に御協力を仰ぎます。

保全編

「木もれびの森」の維持管理には、市民の皆様と市が協働で取り組んでいます。

取組み方法

- ・土地所有者が所有地の下刈り・除伐等を実施
- ・土地所有者と市が使用貸借契約を交わした上で、市が下刈り・除伐等を実施
- ・森づくりパートナーシップ事業
市内で森づくり活動を実践している3団体が市と協定を締結した上で、ボランティアで樹林管理や保全活動を実施

団体名	活動エリア
大野台みどりを守る会	相模原中央緑地
特定非営利活動法人相模原こもれび東若会	大野台・西大沼地区他 東大沼・若松地区

- ・街美化アダプト制度
地元10自治会が市と合意書を交わした上で、清掃活動を実施
- ・市が業者委託等により住宅等緩衝区域（草地）の除草・除伐等を実施

「保全編」では、上記活動に当たっての共通ルールや作業内容等を御紹介します。森の維持管理活動に参加してみたい、体験してみたいという方は、水みどり環境課（電話：042-769-8242）までお気軽にお問合せください。

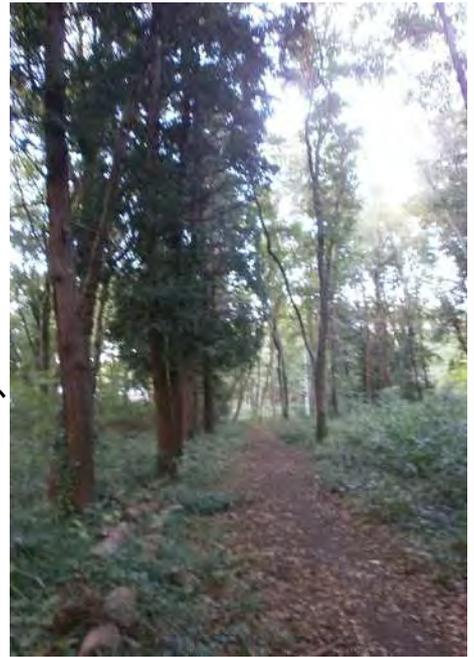


保全編

木を切る時のルール

「木もれびの森」には、市有地と民有地が混在しています。民有地の中には、土地所有者が市と契約を締結し、緑地の維持管理を市に任せてくださっているところもあります。いずれにしても、民有地の土地にある樹木の伐採については、予め土地所有者に状況を説明します。

森の中で、スギやヒノキ、サワラ等が一列に並んで植えられていることがあります。これは、土地の境を示す目印として植えられ、「境界木」と呼ばれています。どうしても「境界木」を伐採しなければならない時は、予め土地所有者に状況を説明するとともに、切り方にも配慮します。



切り出した木についてのルール

除伐等、日頃の維持管理の中で切り出された樹木の取り扱いには次のような方法があります。

森の中で土に返す

樹木を置く場所は、住宅等緩衝区域や下刈りをしたところは避け、できる限り森の奥深くを選びます。



なるべく森の奥に
1段か2段積みになります。

保全編

下刈り、除伐等についてのルール

アオキ、シロダモ、シュロ、アズマネザサ等は繁殖力が非常に強く、放置しておくと森の中に広がります。他の植物の生育の妨げにならないように、必要に応じてこれらの植物は除伐します。

ミズキやカラスザンショウ等の根が浅い樹木は倒れやすいので、必要に応じて除伐します。



シュロ



アズマネザサ

散策路整備についてのルール

樹林地内への立入りを制限することで裸地化を防ぐため、散策路沿いに柵を整備します。



保全編

裸地化した林床について

「面的利用区域」「線的使用区域」ではないため、原則として、緑地として回復し、保全することを目指します。

裸地

植物に覆われず
土がむきだしになっている状態



裸地化した林床



裸地化が改善した林床

森で拾ったドングリを育ててみましょう



茶色でつやがあり
実のかたいものを選びましょう。
キズや虫の穴のあいていない
水に沈むドングリがよいです。



10～11月にドングリを拾います



拾ったドングリを1～2日間水につけます



ドングリを横にして
プランターかポットに植えます



翌年の春に芽が出ます

保全編

生きものに配慮した作業スケジュール（例）

作業項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
下刈り			■				■					
枯枝撤去	■											
落ち葉かき										■		
除伐									■	■		■

下刈り

- ・春植物の開花時期、鳥類の繁殖期に配慮しながら実施。



落ち葉かき

- ・落ち葉かきをすると、土の中に眠っている種子が芽吹きやすくなる。



枯枝撤去

- ・主に散策路沿いの枯枝などを撤去。



除伐

- ・夏季に比べ、落葉樹の葉が落ちた冬季の方が作業しやすい。



保全編

林床植物への配慮

時期	主な植物	配慮すべき点
春（3～4月）	フデリンドウ、シュンラン、ヒトリシズカなど	落ち葉かきなど林床管理作業は2月上旬までに行うとよい
初夏（5～6月）	キンラン、ギンラン、エビネなど	草が伸びる時期、種子ができてから下刈りなどの作業がよい
夏（7～8月）	ヤマユリ、キツネノカミソリ、オカトラノオなど	生長して、識別ができるようになってからの作業がよい
秋（9～11月）	ヤマホトトギス、リンドウなど	夏季の下刈りで低く刈り過ぎると開花しない



フデリンドウ



シュンラン



キンラン



ギンラン



ヤマユリ



リンドウ

野鳥への配慮

ツミの場合

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
非繁殖期	求愛・ 巣作り	抱卵・育雛		巣立 ち		非繁殖期					

春から夏にかけて多くの野鳥が営巣、繁殖します。特に2月から8月にかけては敏感で、人の立ち入りや音で繁殖をやめてしまうことがあります。



ツミ



エナガ



アオゲラ



コゲラ

保全編

明るい林内を好む生きもの（典型種）

フデリンドウ



シュンラン



キツネノカミソリ



オオミドリシジミ



ウラゴマダラシジミ



ルリタテハ



やや薄暗い林内を好む生きもの（典型種）

ホウチャクソウ



オオバギボウシ



ミズヒキ



ニリンソウ



クロアゲハ



ムラサキシジミ



保全編

薄暗い林内を好む生きもの（典型種）

サイハイラン



ナガバジャノヒゲ



ルリビタキ



特徴

シロハラ



アオジ



典型種

その環境が良好に保たれた場合に、環境の特徴を表す生きもの

人が立ち入らないと増えてくる生きもの（典型種）

キンラン・ギンラン



エビネ



ヤマユリ



アズマモグラ



シマヘビ



アオダイショウ



スズメバチについて

主に夏から秋にかけて、「木もれびの森」ではスズメバチが大量に発生します。木のうろ（木の幹にできた空洞）や根元の土の中等、見えにくい場所に巣が作られていることがあり、大変危険です。散策や犬の散歩の途中で被害に遭ったという報告もあります。

（注意点）

- ・肌の露出を避ける。
- ・黒い色の衣服や帽子を避ける。
- ・巣には絶対に近付かない。
- ・スズメバチの威嚇行動に遭遇したら、落ち着いて速やかに現場から退避する。
- ・巣を発見したら、水みどり環境課（電話：042-769-8242）へ速やかに通報する。

熱中症について

真夏の「木もれびの森」は、木陰であっても非常に暑いため、維持管理活動に当たっては、熱中症対策を講じなければなりません。散策や森林浴の際にも、同様に御注意ください。

（注意点）

- ・こまめに水分補給を行う。
- ・活動中に必ず休憩する。

ツタウルシについて

「木もれびの森」の中で、樹木にツル植物が巻き付いていることがあります。「ツタウルシ」は、ブドウ科のナツツタによく似ていますが、うっかり触ってしまうと激しくかぶれます。人によっては、ひどく腫れたり、発熱する場合がありますので御注意ください。



ツタウルシ

（注意点）

- ・長袖、長ズボン、帽子、軍手等の着用のほか、首にタオルを巻く等、できる限り肌の露出を避ける。
- ・若葉時期は特にかぶれやすいので、近寄らないようにする。

【引用資料（写真）】

木もれびの森ガイド

相模原市立博物館



発行日：平成27年3月

発行：相模原市環境経済局環境共生部水みどり環境課

電話 042-769-8242

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15